

商工業

宮崎県独自の緊急事態宣言の
発出により影響を受けた
工商業者の皆さまへ

宮崎県独自の緊急事態宣言の発出(対象期間:令和3年1月7日から2月7日まで)により影響を受けた工商業者の皆さまに、「経営継続サポート給付金」を交付いたします。

- 対象者**
 - 宮崎県独自の緊急事態宣言の発出により、令和3年1月または2月の売上が前年同月と比べて30%以上減少した(※1)指定業種(※2)に該当する、串間市内に所在する事業所(令和3年1月7日現在、所在している必要があります。また、営業時間短縮要請の対象となった飲食店などは除きます)を主として営んでおり、交付申請の日以後も当該事業所を経営する意思がある方(※3)
 - 個人事業者にあつては、令和3年1月7日現在、串間市内に居住している方
 - 串間市がこの給付金と同様の趣旨で交付する他の給付金などの交付対象とならない方 など

- 交付額**
 - 30%以上減少し、かつ、その減少額が10万円以上の方……20万円
 - 30%以上減少し、かつ、その減少額が10万円未満の方……10万円
- ※複数の事業所を経営していても上記の額1回限りの交付となります。
- 申請期間**
 - 令和3年5月31日まで
- ※申請書などは、串間市公式サイトに掲載するほか、商工観光スポーツランド推進課でも配布しております。
- 必要書類**
 - 令和3年1月または2月の売上高および前年同月の売上高が分かる書類(帳簿、売上傳票など)(※4)
 - 経営の実態が確認できる書類(個人事業者)直近1期分の所得税の確定申告書または市県民税申告

- 書の写しおよび収支内訳書または青色申告決算書の写し(法人事業者)直近1期分の法人税の確定申告書の写しおよび法人事業概況説明書の写し
- 経営に当たって必要な許認可を受け、または届け出を行っていることが分かる書類の写し
- 事業所の外観および内観の写真(事業所として存在していることが確認できるもの)
- 振込口座が確認できる書類の写し(通帳のコピーなど)
- 申請者の住所が確認できる書類などの写し(個人事業者)

- (※1)宮崎県独自の緊急事態宣言と売上減に関係性があることが必要です。宮崎県独自の緊急事態宣言と関係のない売上減(例:自己都合に起因する売上減)については対象となりません。
- (※2)農業、林業、漁業、医療、福祉などの業種は除きます。また、個人事業者で給与収入などがある場合は、対象外となる場合があります。
- (※3)農業法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合などは除きます。
- (※4)帳簿や売上傳票などの真正性を確認する場合があります。

問・申 商工観光スポーツランド
推進課商工係 ☎55-1127

生活

マイナンバーカードに
関するお知らせ

- マイナンバーカードの申請を、市役所および各支所の窓口で行うことができます。申請後、カードができあがりましたら、交付通知書(はがき)をお送りしますので、交付通知書・個人番号通知カード(お持ちの方のみ)・本人確認書類(※1)を持参の上、交付場所(交付通知書の表面左最下部に記載されております)の窓口にてお受け取りください。マイナンバーカードの申請から交付までは1カ月程度かかります。お仕事などにより、開庁時間帯に来庁できない方は開庁延長日(※2)をご利用ください。マイナンバーカードを使用し、税証明書・印鑑証明書・住民票・戸籍

- 証明書のコンビニ交付サービスを受け取ることができます。
- (※1)本人確認書類とは、次のものを指します。
 - ①運転免許証、パスポート、在留カードなど、官公署発行の顔写真入りもの1点。
 - ②①をお持ちでない方は、健康保険証、医療受給者証、年金手帳などの「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもののうち2点。
- (※2)毎週木曜日(祝日を除きます)は、午後7時まで市役所の市民生活課窓口(各支所を除きます)を開庁しております。
- マイナンバーカードは、原則申請者本人以外の受け取りはできません(※)。しかし、申請者本人に傷病や障がいがある場合、代理人にマイナンバーカードの受領を委任することができます。代理人によるマイナンバーカード受領をご希望の際は、手続きに必要な書類などの説明をいたしますので、事前にご相談ください。必要な書類などがそろっていない場合、マイナンバーカードの受け取りができないことがあります。
- ※申請者本人の年齢が15歳未満である場合、保護者(親権者か法定代理人)の付き添いが必要です。
- マイナンバーカードに電子証明を設定されている方は、カード交付時より5年ごとのお誕生日までに暗証番号を更新していただく必要があります。お誕生日の3カ月前より更新手続きができますので、マイナンバーカードと暗証番号(カード交付時に設定していただいたもので、お忘れの場合は再設定していただきます)をお持ちになり、市役所もしくは各支所の窓口にてお手続きください。
- 問 串間市役所
 - 市民生活課 ☎72-1111 (代表)
 - 大東支所 ☎71-2011
 - 本城支所 ☎71-3011
 - 都井支所 ☎71-4011
 - 市木支所 ☎71-5011

農業

串間市の農業者の皆さまへ
新型コロナウイルス感染症の
影響を受けた生産者を支援します!

- 農業等経営継続サポート事業**
- 補助対象者**
 - 県独自の緊急事態宣言の期間である令和3年1月または2月に農産物などの出荷があり、下記の①か②に該当する方が対象となります。
 - ①前年同月と比較して、感染症の影響に伴い、売り上げが30%以上減少しており、申請期限内に、収入保険に加入される方
 - ②収入保険に既に加入されている方
- 補助額**
 - 収入保険加入時の基準収入に応じ

て定額補助します(金額は下表のとおり)。

基準収入額	助成単価
2千万円～	20万円以内
1千万円～2千万円未満	10万円以内
5百万円～1千万円未満	5万円以内
4百万円～5百万円未満	4万円以内
3百万円～4百万円未満	3万円以内
2百万円～3百万円未満	2万円以内
2百万円未満(50万円以上)	1万円以内

- ※基準収入額
- 補助対象者①:令和3年6月1日時点
- 補助対象者②:令和3年1月1日時点
- ※補助金額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で助成単価を調整することがあります。
- 事業の手続き**=申請期限:5月31日

- (月)まで
- (1)収入保険加入を希望する方は下記のNOSAI宮崎南那珂センターにお問い合わせください。事業申請を検討される方は、申請期限の10日前までに市園芸特産係までお問い合わせください。
- (2)補助対象者②に該当するJA出荷者は別途受け付け案内します。ただし、申請期限の10日前までに案内がない場合は下記の市園芸特産係までご連絡ください。
- 問 **事業内容**:農業振興課園芸特産係 ☎55-1139
- 収入保険**:NOSAI宮崎南那珂センター ☎21-9171

農業

農林業者がイノシシ用
電気防護柵の設置に要する
経費の補助について

- 内容例**=防護柵:2段張り、延長:250m
- 補助額**=補助額は県が定める標準経費(最大8万5千円)の3分の2以内(約5万6千円)
- 申込期限**=4月30日(金)まで
- 申込方法**=申し込みにあたり、確認事項(設置場所、面積、設置予定時期、作物、対象鳥獣など)がありますので、事前にお電話にてご連絡をお願いします。
- ※過去に連絡の不備などで事業が実施できなかった事例がありますので、直接本人さまの来庁をお願いします。
- その他**
 - ※申し込み多数の場合には、他の事業などで実施できないものから優先的に採択します。
 - ※事業の実施は7月以降となります。
 - ※なお、事業採択の際、市税など滞納がある場合には採択できません。
 - ※補助金は事業完了後の精算払により交付します。
- 申・問 農業振興課園芸特産係 ☎55-1150

税金 令和3年度市税などの納期限一覧表

普通徴収分(直接ご本人が納付する方法)			
納期	納期限	税目	期別
4月	4月30日	介護保険料	1期
5月	5月31日	固定資産税	1期
		軽自動車税	全期
6月	6月30日	市県民税	1期
		介護保険料	2期
7月	8月2日	国民健康保険税	1期
		後期高齢者医療保険料	1期
8月	8月31日	市県民税	2期
		固定資産税	2期
9月	9月30日	国民健康保険税	2期
		後期高齢者医療保険料	2期
10月	11月1日	介護保険料	3期
		国民健康保険税	3期
11月	11月30日	後期高齢者医療保険料	3期
		市県民税	3期
12月	12月27日	固定資産税	3期
		国民健康保険税	4期
1月	1月31日	後期高齢者医療保険料	4期
		介護保険料	4期
2月	2月28日	国民健康保険税	5期
		後期高齢者医療保険料	5期
3月	3月31日	固定資産税	4期
		国民健康保険税	6期
4月	4月30日	後期高齢者医療保険料	6期
		介護保険料	5期
5月	5月31日	市県民税	4期
		国民健康保険税	7期
6月	6月30日	後期高齢者医療保険料	7期
		国民健康保険税	8期
7月	7月31日	後期高齢者医療保険料	8期
		介護保険料	6期

- 市税などの納付は、便利・確実・安心な口座振替をご利用ください。
- 全国のゆうちょ銀行・郵便局はご依頼の翌月末以降の納期分から引き落としとなります。
- ※特別徴収の方は、年金支給月に「日本年金機構など」により年金から差し引かれます。
- ※市県民税の特別徴収分は便利な共通納税システムをご利用できます。
- 問 税務課管理係 ☎72-1115